



宮 崎 県 公 報

平成25年10月7日(月曜日) 第 2529 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示		頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課)	1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“ ”)	1	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障害福祉課)	1	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課)	1	

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課)	1
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課)	2
教育委員会告示	
○宮崎県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示……………	2

告 示

宮崎県告示第 594号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
永田婦人科クリニック	日向市鶴町3丁目7番1号	平成25年9月1日
二葉薬局 小林南店	小林市細野2758番地6	平成25年9月1日

宮崎県告示第 595号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社北川調剤薬局	延岡市北川町川内名7055番地14	平成25年8月31日

宮崎県告示第 596号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	担 当 する 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
そうごう薬局えびの店	えびの市	薬局	平成25年10月1日
瓜生野薬局	宮崎市	薬局	平成25年10月1日

宮崎県告示第 597号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年10月7日から平成25年10月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新 旧 の 別	敷地の幅員(メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡日之影町大字七折字末市13990番1地先から同郡同町同大字字平底12276番1地先まで	旧	10.0~79.0	7421.0
					10.3~271.2	3203.0
			新	10.0~79.0	7421.0	
				10.3~271.2	4968.0	

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という

。）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス塩浜店
延岡市塩浜町三丁目1730番1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 5 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成25年7月1日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年10月7日から平成25年11月7日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、蓼池土地改良区（三股町）から平成25年9月6日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

教育委員会告示

宮崎県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示をここに公表する。

平成25年10月7日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

宮崎県教育委員会告示第11号

宮崎県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示

宮崎県教科用図書採択地区の設定（昭和39年宮崎県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
採択地区名	地域の区分	採択地区名	地域の区分
[略]		[略]	
東臼杵採択地区	延岡市、日向市、東臼杵郡	北部採択地区	延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡
西臼杵採択地区	西臼杵郡		

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。